【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年8月28日

【届出者の氏名又は名称】 ミネベアミツミ株式会社

【届出者の住所又は所在地】 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋1-9-3

【電話番号】 (03)3758 6711

【事務連絡者氏名】 取締役 社長執行役員 COO & CFO

東京本部長兼サステナビリティ推進部門長 吉田 勝彦

 【代理人の氏名又は名称】
 該当事項はありません

 【代理人の住所又は所在地】
 該当事項はありません

 【最寄りの連絡場所】
 該当事項はありません

 【電話番号】
 該当事項はありません

 【事務連絡者氏名】
 該当事項はありません

 【縦覧に供する場所】
 ミネベアミツミ株式会社

(長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73)

ミネベアミツミ株式会社 東京本部

(東京都港区東新橋1-9-3) 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ミネベアミツミ株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社芝浦電子をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和 と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい ます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵 省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示 基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又 は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注11) 本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び 基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所 法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第 14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手 続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基 準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性がありま す。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者 ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性 があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判 所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当 該法人の子会社及び関係者(affiliate)(以下「関連者」といいます。)に米国の裁判所の管轄が認めら れるとは限りません。

- (注12) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲のほか、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e 5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。
- (注13) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開 買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬 が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注14) 本書及び本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月2日付で提出した公開買付届出書(2025年5月14日付、2025年5月22日付、2025年6月4日付、2025年6月17日付、2025年6月27日付、2025年7月10日付、2025年7月16日付、2025年7月28日付、2025年8月1日付及び2025年8月14日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、YAGEO Electronics Japan合同会社が、同社が実施している対象者の普通株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格を、2025年8月21日付で6,635円へと、2025年8月23日付で7,130円へと変更することを決定したことに伴い、記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年5月2日付の公開買付開始公告(2025年5月22日付、2025年6月4日付、2025年6月17日付、2025年6月27日付、2025年7月10日付、2025年7月16日付、2025年7月28日付、2025年8月1日付及び2025年8月14日付の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正すべき事由が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

- 第1 公開買付要項
 - 3 買付け等の目的
 - (1) 本公開買付けの概要
 - (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営 方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

- 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
 - (1) 買付け等の期間

届出当初の期間

- (2) 買付け等の価格
- 8 買付け等に要する資金
 - (1) 買付け等に要する資金等
 - (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等
- 10 決済の方法
 - (2)決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

- 3【買付け等の目的】
 - (1)本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

6,200円という本公開買付価格は、YAGEO公開買付価格と同額であること、2025年8月1日付でYAGEO公開買付けに係る外為法上の待機期間が同年9月1日まで再延長されたことが反映された同年8月4日以降の対象者株式の市場株価は上回っていること、特に、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値は5,860円であり、それに対して5.80%のプレミアムを加えた価格であること、さらに、YAGEO公開買付けには上記のとおり実現可能性に重大な疑義が生じている一方、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、本公開買付けの実現可能性に関して疑義を生じさせる特段の事情はなく、対象者株主は6,200円という本公開買付価格で少しでも早期に対象者株式を売却することができることを勘案すると、対象者株主にとって十分魅力的な水準であると公開買付者は考えております。

<中略>

以上を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高め、これによって、本応募合意株主を含む売却希望株主に対し、対象者株式について、公開買付期間中に本公開買付けに応募し、YAGEO公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じていると考えられる現状から可能な限り早期に売却する機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。なお、変更後の本公開買付価格である6,200円は、本訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,860円に対して5.80%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,007円に対して3.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,013円に対して3.11%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,472円に対して13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

<中略>

対象者は、2025年8月14日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年8月14日時点における対象者の意見として、取締役全員の一致により、引き続き、本公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者及び本特別委員会としては、本公開買付価格の6,200円は、対象者及び本特別委員会が取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を踏まえても、対象者の少数株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

6,200円という本公開買付価格は、2025年8月14日時点で、YAGEO公開買付価格と同額であること、2025年8月1日付でYAGEO公開買付けに係る外為法上の待機期間が同年9月1日まで再延長されたことが反映された同年8月4日以降の対象者株式の市場株価は上回っていること、特に、2025年8月14日付訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値は5,860円であり、それに対して5.80%のプレミアムを加えた価格であること、さらに、YAGEO公開買付けには上記のとおり実現可能性に重大な疑義が生じている一方、本公開買付けにおいて追加で充足すべき前提条件又は株券等の取得に関する許可等は存在しないことから、本公開買付けの実現可能性に関して疑義を生じさせる特段の事情はなく、対象者株主は6,200円という本公開買付価格で少しでも早期に対象者株式を売却することができることを勘案すると、対象者株主にとって十分魅力的な水準であると公開買付者は考えております。

<中略>

以上を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの成立確度を高め、これによって、本応募合意株主を含む売却希望株主に対し、対象者株式について、公開買付期間中に本公開買付けに応募し、YAGEO公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じていると考えられる現状から可能な限り早期に売却する機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定いたしました。なお、変更後の本公開買付価格である6,200円は、2025年8月14日付訂正届出書提出日の前営業日である2025年8月13日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,860円に対して5.80%、過去1ヶ月間の終値の単純平均値6,007円に対して3.21%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,013円に対して3.11%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値5,472円に対して13.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になります。

<中略>

対象者は、2025年8月14日付追加答申書の内容等を踏まえ、2025年8月14日開催の取締役会において、2025年8月14日時点における対象者の意見として、取締役全員の一致により、引き続き、本公開買付けに対して賛同の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議したとのことです。なお、対象者及び本特別委員会としては、本公開買付価格の6,200円は、対象者及び本特別委員会が取得した第三者算定機関からの株式価値算定書の算定結果を踏まえても、対象者の少数株主が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると考えているとのことです。

その後、YAGEO Electronics Japan合同会社は、YAGEO公開買付価格を、2025年8月21日付で6,635円へと、2025年8月23日付で7,130円へと変更することを決定しており、2025年8月27日付で、外為法上の承認について、遅くとも同年9月10日までに取得できる見込みである旨を公表しているところ、公開買付者は、2025年8月21日以降は本公開買付価格とYAGEO公開買付価格が同額であるか否かという点につき、法第27条の8第2項に基づき、対象者株主の皆様に対する十分な情報提供を行うため、2025年8月28日付で本訂正届出書を提出することといたしました。本訂正届出書の提出に伴い、令第13条第2項第2号イに基づき、2025年8月28日付で、公開買付期間は、2025年9月11日まで延長され、合計91営業日となっております。

なお、2025年8月28日現在、公開買付者が本公開買付価格を変更する予定はございません。

<後略>

EDINET提出書類 ミネベアミツミ株式会社(E01607) 訂正公開買付届出書

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

<前略>

その後、YAGEO公開買付けに係る公開買付届出書の記載によれば、YAGEOグループは、YAGEO公開買付けの 開始日から起算して60営業日目にあたる同月1日を経過した2025年8月14日時点においてもなお、YAGEO公 開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得しておらず、かつ、外為法上の待 機期間が、同年7月1日付で同年8月1日まで延長された後、同月1日付で同年9月1日まで再延長されて います。外為法上の待機期間は原則として30日間とされており(外為法27条1項)、財務大臣及び事業所管 大臣が外為法上の審査の対象となる取引について国家安全保障上の支障を来す等の事態が生じるおそれがあ る取引に該当しないか更に審査する必要があると認めるときは、その待機期間を届出を受理した日から最大 で5か月まで延長できるとされていますが(同条3項及び6項)、実務上かかる待機期間の延長が行われる 事例は稀であると公開買付者は認識しております。それにもかかわらず、YAGEO公開買付けによる対象者株 式の取得については、YAGEOグループは2025年2月6日付で外為法上の届出を行った後に同年3月4日に取 下げを行い、その後同年6月2日に2回目の届出を行ったものの、2回に亘り待機期間が延長されていると いう事態に陥っていることから、YAGEO公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の審査は、事実 上、当初の届出が行われた日から6か月を超える長期間に亘って審査が行われていることとなります。この ような外為法上の審査状況を踏まえると、YAGEO公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の承認 取得の見通しは不透明と言わざるを得ず、YAGEO公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じている 状況にあると公開買付者は考えております。加えて、YAGEOグループからはその取得に向けた進捗状況やそ の確度に関する具体的な説明もないままこれまでの本公開買付価格を上回る買付価格でのYAGEO公開買付け が継続しております。このような状況下において、対象者株主の皆様としては、実現可能性について重大な 疑義が生じているYAGEO公開買付けが継続しているがゆえに、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式を 売却することができない状態が続いていると考えられます。そこで、公開買付者としては、本公開買付けへ の応募を通じた対象者株式の売却を希望する対象者株主の皆様に対して、このような現状から可能な限り早 期に対象者株式を売却できる機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現 に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定い たしました。

(訂正後)

<前略>

その後、YAGEO公開買付けに係る公開買付届出書の記載によれば、YAGEOグループは、YAGEO公開買付けの 開始日から起算して60営業日目にあたる同月1日を経過した2025年8月14日時点においてもなお、YAGEO公 開買付けによる対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認を取得しておらず、かつ、外為法上の待 機期間が、同年7月1日付で同年8月1日まで延長された後、同月1日付で同年9月1日まで再延長されて います。外為法上の待機期間は原則として30日間とされており(外為法27条1項)、財務大臣及び事業所管 大臣が外為法上の審査の対象となる取引について国家安全保障上の支障を来す等の事態が生じるおそれがあ る取引に該当しないか更に審査する必要があると認めるときは、その待機期間を届出を受理した日から最大 で5か月まで延長できるとされていますが(同条3項及び6項)、実務上かかる待機期間の延長が行われる 事例は稀であると公開買付者は認識しております。それにもかかわらず、YAGEO公開買付けによる対象者株 式の取得については、YAGE0グループは2025年2月6日付で外為法上の届出を行った後に同年3月4日に取 下げを行い、その後同年6月2日に2回目の届出を行ったものの、2回に亘り待機期間が延長されていると いう事態に陥っていることから、YAGEO公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の審査は、事実 上、当初の届出が行われた日から6か月を超える長期間に亘って審査が行われていることとなります。この ような外為法上の審査状況を踏まえると、YAGEO公開買付けによる対象者株式の取得に係る外為法上の承認 取得の見通しは不透明と言わざるを得ず、YAGEO公開買付けの実現可能性について重大な疑義が生じている 状況にあると公開買付者は考えております。加えて、YAGEOグループからはその取得に向けた進捗状況やそ の確度に関する具体的な説明もないままこれまでの本公開買付価格を上回る買付価格でのYAGEO公開買付け が継続しております。このような状況下において、対象者株主の皆様としては、実現可能性について重大な 疑義が生じているYAGEO公開買付けが継続しているがゆえに、本公開買付けへの応募を通じて対象者株式を 売却することができない状態が続いていると考えられます。そこで、公開買付者としては、本公開買付けへ の応募を通じた対象者株式の売却を希望する対象者株主の皆様に対して、このような現状から可能な限り早 期に対象者株式を売却できる機会を提供した上、本公開買付けを成立させ、速やかに対象者とシナジー実現 に向けた具体的な協議を開始できるよう、本公開買付価格を5,500円から6,200円に引き上げることを決定い たしました。

その後、YAGEO Electronics Japan合同会社は、YAGEO公開買付価格を、2025年8月21日付で6,635円へと、2025年8月23日付で7,130円へと変更することを決定しており、2025年8月27日付で、外為法上の承認について、遅くとも同年9月10日までに取得できる見込みである旨を公表しているところ、公開買付者は、2025年8月21日以降は本公開買付価格とYAGEO公開買付価格が同額であるか否かという点につき、法第27条の8第2項に基づき、対象者株主の皆様に対する十分な情報提供を行うため、2025年8月28日付で本訂正届出書を提出することといたしました。本訂正届出書の提出に伴い、令第13条第2項第2号イに基づき、2025年8月28日付で、公開買付期間は、2025年9月11日まで延長され、合計91営業日となっております。

なお、2025年8月28日現在、公開買付者が本公開買付価格を変更する予定はございません。

EDINET提出書類 ミネベアミツミ株式会社(E01607) 訂正公開買付届出書

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を81営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日から公開買付期間の末日である2025年8月28日までの期間は95営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付YAGEO予告公表プレスリリースを通じてYAGEO公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である2025年8月28日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容をYAGEO公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を91営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日から公開買付期間の末日である2025年9月11日までの期間は105営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付YAGEO予告公表プレスリリースを通じてYAGEO公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である2025年9月11日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容をYAGEO公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

- 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】
 - (1)買付け等の期間 届出当初の期間

(訂正前)

2025年5月2日(金曜日)から2025年8月28日(木曜日)まで(81営業日)

(訂正後)

2025年5月2日(金曜日)から2025年9月11日(木曜日)まで(91営業日)

- 10【決済の方法】
 - (2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年9月4日(木曜日)

(訂正後)

2025年9月19日(金曜日)

EDINET提出書類 ミネベアミツミ株式会社(E01607) 訂正公開買付届出書

公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年5月2日付公開買付開始公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年8月28日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。